

療養病棟の入院料について

療養病棟の入院料は、診療報酬に基づき入院をされる患者様の病状や医療の必要性と身体状態に応じて分類され、その区分によって入院料が決定されます。

※傷病・状態により、入院基本料が決定されます。(日毎の評価により変動あり)

※一般的な投薬・注射・処置・検査料を含みます。

※ご負担金につきましては、加入保険・障害認定・限度額認定証等の有無により異なります。

◆療養病棟における食事療養費・居住費(光熱水費)

①居住費(光熱水費) ※65歳以上の患者様のみ

医療療養病床に入院している65歳以上の方	居住費(光熱水費)
医療区分1の方(医療の必要性の低い方)	1日あたり 370円
医療区分2・3の方(医療の必要性の高い方) (指定難病以外の方)	1日あたり 370円
指定難病の方 境界層該当の方 老齢福祉年金を受給されている方	0円

※医療療養病床に入院される65歳以上の患者様につきましては、「医療費」「食事療養費」に加え、「居住費(光熱水費)」が定められており、ご負担をお願いしています。

※65歳未満の患者様については居住費のご負担はありません。

②食事療養費 ※すべての患者様が対象

区分	食事療養費
現役並所得者	1食490円(1日1,470円)
上位所得者	1食490円(1日1,470円)
一般	1食490円(1日1,470円)
低所得者Ⅱ	1食230円(1日690円)
低所得者Ⅰ②	1食180円(1日540円)
低所得者Ⅰ①	1食110円(1日330円)